

「みんなでつくろう 市民トーク」開催結果（勝間田地区）

1 日時等

- (1) 日 時 7月25日（火） 午後7時00分～午後8時05分
- (2) 会 場 勝間田会館
- (3) 意見交換 市長による市政情報、地区が希望する説明
- (4) 参加人数 75人



2 地区の希望する市政内容について説明（19:48-20:05）

(1) 畑総事業について

管理賦課金の徴収方法について

今までは畑総事務所が水の使用料のみを徴収していたが、水の使用料は年によってかなり違い、決まったお金が集まらないこともあるようです。今年度はその一部の2割を、面積割で賦課すると聞いています。放棄茶園が増えている状況で面積割にされると、茶農家として一生懸命残っている人たちに2割分のしわ寄せがいてしまいます。水は地域の財産・資産ですので、市として負担してもらえないか。

耕作放棄地の地目の変遷について

急傾斜地の茶畑は荒れてしまって、将来的にも作る気もないという農地については地目を山林に戻してもらいたい。地主の負担も軽減されると思います。

青農地の農振除外の簡便性について（もう少し簡単にできないか）

子育て支援を行政でやっていますが、地元で定住してもらわないとせっかく施策があっても、子どもが成長したら別の町に行ってしまう投資がもったいないです。住宅地をなるべく作れるようにしてもらいたい。農業委員会も毎月開催されています。杓子定規な決まったことを言うのではなくて、色んな事情があると思いますので、簡便にご配慮いただけたらと思います。

【回答：副市長】

まず、最初の管理賦課金の徴収方法についてです。

畑総事業は、昭和 48 年度から畑地かんがい事業、農道の整備、区画整理事業などを実施し、2 期事業が平成 25 年度に完了しました。

牧之原畑総土地改良区では、受益者の賦課金を今年度から面積割と受益度割（3 年間の平均水使用量）で算出し、管理賦課金として徴収することになりました。このお金は電気代や改良区が管理している施設の管理費などを賄うものです。当初の計画通りに水が使われていないため、水の使用料だけで賦課すると、改良区の維持管理が賄えないのが現状です。

面積割を導入したのは土地改良法によるもので、本来、畑総事業は水道事業ではないため、水使用料で賦課するのはダメだということが会計検査で指摘されたようです。とはいえ全てを面積割にすると不公平が生じるため、ぎりぎりの線で国と調整し、2 割になったという話を聞いています。耕作放棄地までを耕作している皆さんが負担をすると重たくなるということです。青農地の畑総事業をやった所を抜くというのは、現状では面積要件の中に入っていると難しいです。

近年、農業者の高齢化や後継者不足により耕作できない農地が増えている中、受益面積割が導入され、用水組合の負担が増加していますが、現状の土地改良法の規定では、それらの農地を受益地から外すことは困難です。しかし、今年度、土地改良区では、受益地の現況調査を実施しており、一定の条件に該当する場合は、地区除外ができる方策や、管理賦課金制度の見直しを検討していくとのことです。

1 つ目の「行政において面積割分の支払いは可能か」ということについてですが、市では県営事業の借金の返済を今も 1 億 4,700 万円負担しています。また土地改良区の人件費を 5 市で全額みています。皆さんが畑総の改良区の賦課金を支払っているのは、水代・電気代などの維持管理費であり職員の人件費はすべて 5 市が負担し、牧之原市は 3 千万円、約 4 割の負担をしています。

受益者負担の大原則の中、関係市（島田、掛川、菊川、御前崎）との関連もあるので、現状では市が負担することは考えていません。

上水道の企業会計も一般会計からお金を入れていないという状況です。現状では人件費の 3 千万円を行政が支払っているということをご理解いただきたいと思います。

2 つ目の耕作放棄地の地目の変還についてです。他の会場でも要望がありました。市の農業委員会では、非農地通知の制度があり、一定の条件を満たせば、農地に該当しないと判断するものです。これは、単に耕作放棄地なら非農地と

して認められるということではなく、その土地の状況（急斜面や耕作道がないこと等）や土地の権利状況（畑総の受益地でない等）を確認して、非農地の判断をします。非農地と判断されれば、地目の変更は、土地の所有者が法務局で手続きすることになります。

こちら畑総の受益になっているところがネックですが、土地の条件が非常に悪いという中で、耕作したものについては外すということについては議論の余地はあると思います。

3つ目の青農地の農振除外の簡便性についてです。こちら各地区で要望があります。

青農地は、国の法律によって厳しく規制されており、原則農地以外の活用をすることが、農地法上できません。特に、畑総の受益地や土地改良事業を実施しているところや集団性のある農地は、青農地とすることになっています。

青農地の農振除外は、県の監視のもと、法律に定められた手続きにより行うことになっており、法律が厳しく市の裁量で決めることができないため、市の思い描くまちづくりにも影響があることから、国や県には、もう少し柔軟な対応ができるよう機会があるごとに要望しています。

3 会場で出た意見・質問

(1) マダニの危険性について

最近ニュースでよく聞くが、国内でもマダニによる死亡者が出ています。外で作業することも多いため、マダニの危険性、対処方法について広報で特集してほしい。

【回答：杉本副市長】

イノシシが、体に付いたダニを茶の木等に擦りつけるという話も聞いたことがあります。また広報については対応させていただきます。